

# 多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業

## 事業概要

### 1. 事業の目的

市内に住所を有する常時失禁状態にある65歳以上の在宅高齢者と同居し、無償で介護する者(事実上同居に近い形で在宅要介護者を介護する者を含む)に対し、紙おむつ等を支給することにより、在宅要介護者の清潔で心地良い生活の確保及び介護者の介護費用の負担軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的としています。

### 2. 事業の流れ



- ※ 支給上限額を超える分の購入についてはすべて自己負担となります。また、支給上限額に満たない場合でも、おつりはできません。
- ※ 受給券に記載の有効期間以外は使用することはできません。
- ※ 複数回に分けて使用することはできません。
- ※ **受給券を紛失した場合、再発行はできません。**
- ※ 受給資格を喪失した場合(転出・死亡・入院・施設入所など)は、速やかに受給券を市へ返却していただきます。

### 3. 支給上限額(一人につき)

一月当たり3,500円(税込)、年間42,000円(税込)

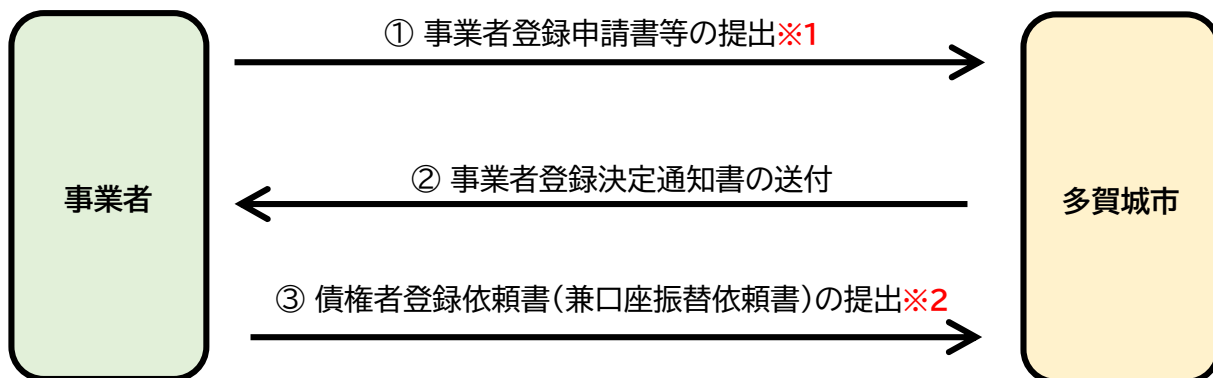
### 4. 引換可能品目

引換可能	引換不可
・紙おむつ(テープ型、パンツ型) ・尿取りパッド ・使い捨て手袋	・防水シート ・おしりふき ・おむつカバー

登録事業者の手続き等は裏面をご確認ください。

# 登録事業者について

## 1. 事業者登録の流れ



※1 添付書類等は、別紙「多賀城市在宅要介護者紙おむつ等支給事業に係る登録事業者募集要領」をご確認ください。  
※2 すでに登録している場合は不要です。

## 2. 事業実施の流れ

- 事業者は、多賀城市在宅要介護者紙おむつ等受給券に記載の有効期間内であることを確認のうえ、紙おむつ等と引き換えてください。その際、支給上限額を超える場合は、差額を事業利用者に請求してください。
- ①～③に使用した日付、③に店舗名及び支給上限額に満たない場合は紙おむつ等の額を記入してください。
- 使用された受給券、引き換えた紙おむつ等の明細がわかるもの(レシート等)及び③は、翌月の請求時期まで事業者において保管してください。

① 本人控  
② 店舗控  
③ 市提出分

## 3. 実績報告及び費用の請求について

(1) 提出書類	ア 実績報告書 イ 使用された受給券(③) ウ 引き換えた紙おむつ等の詳細がわかるもの(レシート等) エ 市指定の請求書
(2) 提出期日	翌月10日まで
(3) 提出方法	介護・障害福祉課窓口(市役所6階)または郵送
(4) 提出先	〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1-1 多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係 宛て

### お問い合わせ

多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係  
電話番号:022-368-1498  
ファックス:022-368-7394  
メールアドレス:kaigo@city.tagajo.miyagi.jp